

# 契約保全・収納・保険金 取扱規定

## 3 名義変更

# 名義変更

## 1. 契約者変更

契約者は、保険契約上有する一切の権利・義務を被保険者の同意および会社の承諾を得て新契約者に継承させることができます。

### 〈1〉取扱範囲

#### (1)取扱条件

臓器移植医療給付金付先進医療保険・無解約返戻金型女性用がん診断保険・糖尿病患者向一時金給付医療保険を除く、すべての契約において手続きが可能です。

無解約返戻金型総合生活障害保障保険・総合生活障害保障保険については、法人（個人事業主を含む）から個人への契約者変更に制限があります。

失効している場合は、復活手続き完了後、名義変更手続きを行います。

新契約者は、原則として被保険者本人、または被保険者の配偶者または2親等以内の親族とします。

特定保険契約である変額保険（V1）、変額保険（V2）については、新契約者が未成年者となる場合の契約者変更は原則的に受付不可となります。

#### (2)取扱制限

税制適格特約付 個人年金	新契約者を年金受取人（＝被保険者）または、年金受取人（＝被保険者）の配偶者以外に変更する場合は、税制適格特約は消滅します。 税制適格特約の消滅にともない、留保金がある場合は同時に支払いを行いますので、名義変更請求書に支払先口座を記入してください。
質権設定契約	質権消滅後のみ変更可能です。 引き続き質権の設定が必要な場合、再度質権設定の手続きが必要です。
外国人への変更	以下の条件を全て満たす場合のみ取扱可能です。 ・国内に居住している ・日本語が理解できる ・住民票等の写しの取り付けが可能 ・婚姻受理証明書の取り付けが可能（夫婦別姓の場合のみ）

### 〈2〉注意事項

#### (1)事前照会

以下に該当する場合は、必要書類や取り扱いが複雑なため、手続きを行う前に営業サポートセンターまたは取扱営業店へご照会ください。

- (1) こども保険の契約者変更
- (2) 法人→法人への変更 (別法人)
- (3) 個人→法人への変更
- (4) 合併による法人の契約者変更
- (5) 個人事業主→法人への変更 (法人化)
- (6) 個人事業主→個人事業主への変更
- (7) 個人事業主→法人への変更

## (2)本人確認

下記手続きに際しては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづいた新契約者の本人確認を要します。

対象の保険種類
養老保険、養老保険特約が付加された契約、個人年金保険、変額保険（有期型）、一時払変額保険（終身型）、連生収入保障保険、一時払終身保険（選択型・無選択型）

\*本人確認方法の詳細は29. 本人確認を参照してください。

犯罪収益移転防止法の対象とならない保険種類の場合でも、契約者変更を行った場合は、マネーロンダリング防止の観点から、本人確認を行い、請求書の社内使用欄にある「新契約者確認欄」に報告が必要です。

### ①対面での手続きの場合

確認者が「新契約者確認欄」に訪問日を記入のうえ、自署・押印します。

### ②郵送での手続きの場合

新契約者の公的証明書の写しを添付し、「新契約者確認欄」の該当の公的書類名を□チェックします。この場合、自署・押印は不要です。

### ③新契約者＝被保険者の場合

「新契約者確認欄」への記入は不要です。

なお、犯罪収益移転防止法対象契約の場合、新契約者が被保険者と同一人であっても本人確認が必要ですご注意ください。

## (3)FATCAに関する対応

変更後の契約者が「米国納税義務者<sup>※1</sup>」または「米国納税義務者を実質的支配者<sup>※2</sup>に含む事業体<sup>※1</sup>」に該当するかを確認します。

該当する場合は、契約者に自己宣誓をしていただき<sup>※3</sup>、米国納税義務者等についての確認書を取り付けます。

※1 米国市民・米国居住者（米国での滞在日数が183日以上の方または永住権所有者）・米国法人・米国財団 などが該当します。

※2 実質的支配者とは25%超の議決権を保有する者をいいます。

※3 請求書の「変更後の保険契約者」欄の該当箇所に○印を付けていただきます。

## (4)CRSに基づく居住地国の確認

CRSに基づく居住地国届出対象となる下表の保険種類の契約の場合、新契約者の居住地国の届出が必要となります。

CRSに基づく居住地国届出対象保険種類
養老保険、養老保険特約が付加された契約、個人年金保険、変額保険（有期型）、一時払変額保険（終身型）、連生収入保障保険、一時払終身保険（選択型・無選択型）

## (5) クレジットカード払の契約者の変更

クレジットカード払で利用できるカードは、契約者本人名義のものに限ります。

### ① 条件

名義変更後もクレジットカード払を継続する条件は以下のとおりです。

- (1) 新契約者が個人であること
- (2) 新契約者名義のカード登録をおこなうこと

条件を満たさない場合、口座振替など、他の払込方法への変更手続きが必要です。

契約者変更後の新契約者が、法人・個人事業主の場合は、クレジットカード払にはできず一律口座振替に変更となります。

デビットカードやプリペイドカードは取扱不可です。

### ② 決済

処理完了月まで、従来のカードに保険料請求をおこないます。

#### 1) クレジットカード払を継続する場合

契約者変更処理完了後に、契約者がカスタマーセンターに電話して新契約者名義のカードを登録します。

処理完了月分までの保険料未収の発生や、当月請求がクレジットカード決済不能となった場合には、次回の請求は下の図のタイミングで開始します。失効または自動振替貸付適用とならないよう、契約者に案内してください。

#### 2) 口座振替に変更する場合

契約者に名義変更書類と、口座振替依頼書をご提出いただきます。

契約者変更処理が完了しても口座振替への変更がされていない場合は、本社から契約者宛てに送付する「お手続き完了のご案内」に、「新カードの登録」または「口座振替への変更」をお願いする旨を記載します。「お手続き完了のご案内」は再発行証券と一緒に契約者宛てに直送します。

### 【例】

	N月	(N+1)月	(N+2)月
クレカ払 希望の 場合	↑ 契約者 変更 処理 完了 ↓ 旧契約者名義 の カードに請求**	旧カード 無効 → 旧契約者名義 カードの請求停止	
	N月中 新カード登録	新カードで 単月請求開始 ↓ (N+1)月中 新カード登録 → 新カードで 併徴請求開始	
口座振替 に変更 希望の 場合	N月20日まで に口座登録	登録口座で 単月請求開始 ↓ (N+1)月20日 までに口座登録 → 登録口座で 併徴請求開始	

※ HL契約の個人→法人への契約者変更の場合のみ、N月のクレジットカード請求作成日までに契約者変更処理が完了していましたら、N月の旧契約者名義のカードには請求されません。

なお、改姓・改名、誤字訂正においては、変更手続き後も従来のカードに請求をおこないます。

## 〈3〉手続き

### (1) 方法

すみやかに以下いずれかの対応をします。

#### ① 営業サポートセンターへ契約者変更手続きを依頼する

営業サポートセンターからカスタマーセンター経由で契約者宛て<sup>\*</sup>に必要書類を送付しますので、契約者から同封の返信用封筒で本社宛てに返送していただきます。

※送付先を代理店に変更することも可能です。

- ②契約者から必要書類を取り付け、取扱営業店へ提出する  
必要書類は次ページのとおりです。

## (2) 効力発生日

手続方法(完備した請求書類の受付方法)により以下のとおりとなります。

### ①対面での手続きの場合

受付日となります。

請求書「取扱者受付日欄」へ受付日を記入のうえ押印してください。

### ②郵送での手続きの場合

消印日となります。

代理店宛てに郵送で届いた場合は、必ず「封筒」と一緒に取扱営業店へ提出してください。

## (3) 必要書類

### ■契約者変更の必要書類

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	(契約者生存) 個人 →個人	(契約者死亡) 個人 →個人	(同法人内) 社名変更 ・組織変更	(同法人内) 代表者変更	法人 →個人	備考
請求書 <sup>※1</sup>	○	○	○	○	○	・契約者死亡による契約者変更の場合は、念書欄に相続人代表者(承継人)と相続人の自署が必要です。
保険証券 <sup>※2</sup>	○	○	○	○	○	・保険証券は、最新のものでなくても取扱可能とします。 ただし、契約者変更が発生している場合は、別人(別法人)からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限ります。 ・一括契約の場合は、一括保険証券と被保険者名簿となります。
口座振替依頼書	△	△	△	△	△	・口座振替契約の場合必要です。 ・契約者変更前がフレジットカード払で変更後の払込方法を口座振替にするときは、新契約者の口座振替依頼書が必要です。
戸籍謄本	×	○	×	×	×	・現契約者の死亡の事実が記載されたもの ・相続人代表者(承継人)と相続人とその関係が記載されていれば、除籍謄本で代用できます(契約者死亡の事実を確認するための除籍謄本は、発行日から6か月超でも取り扱い可能です)。 ・発行日から6か月以内の原本または写しを提出します。 ・「法定相続情報一覧図」(法定相続情報一覧図に記載されている「申出日」より6か月以内の原本または写し)でも代用可能です。
公的書類	△ ※3	○ ※3 ※6	×	×	△ ※3	以下いずれかの写しが必要です。 運転免許証、パスポート <sup>※9</sup> 、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード(表面) <sup>※7</sup> 、身体障害者手帳、資格確認書 <sup>※4</sup> 、老人手帳(医療受給者証)、後期高齢者医療資格確認書 <sup>※4</sup>

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	個人 → 個人 ( 契約者 生存 )	個人 → 個人 ( 契約者 死亡 )	同 法人 内	社 名 変 更 ・ 組 織 変 更	同 法人 内	代表 者 変 更	法 人 → 個人	備考
印鑑証明書	×	×	×	△ ※8	○			<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人から個人へ変更する場合は、変更前の法人のものが 必要です。</li> <li>・発行日から6か月以内の原本または写しを提出します。※5</li> <li>・印鑑証明書を添付するときは、請求書に実印を押印しま す。</li> </ul>
登記簿謄本	×	×	○	△	×			<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更事実の記載のあるものが必要です。</li> <li>・発行日から6か月以内の原本または写しを提出します。</li> </ul>
本人確認書類	△	△	△	△	△			<p>本人確認対象契約の場合のみ、以下の方法により本人確認を実施します。</p> <p>①対面により請求書類を受領 お客様から本人確認書類の提示を受け、代理店のみなさまが本人確認書を起票します。</p> <p>②郵送により請求書類を受領 お客様から本人確認書類をご提出いただき、代理店のみなさまが本人確認書を起票します。</p> <p>詳細は、取扱規定 29. 本人確認を参照してください。</p>
特定取引に関する 届出書 【保全用（個人） または（法人）】	△	△	△	△	△			<ul style="list-style-type: none"> <li>・CRSに基づく居住地国の届出が必要な契約の場合必要 です。</li> </ul>
米国納税義務者等 についての確認書	△	△	△	△	△			<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の契約者が米国納税義務者等にあたる場合、（「ご 契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書」の自己 宣誓欄にチェックがある場合）必要です。</li> </ul>
税務取扱に関する 確認書 (保全用)	△	△	×	×	△			<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期災害保障低解約返戻金型遞増定期保険の契約者変 更をする場合には必要です。</li> </ul>

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	(契約者生存) 個人→個人	(契約者死亡) 個人→個人	(同一法人内) 社名変更・組織変更	(同一法人内) 代表者変更	(法人→個人)	備考
※ 1 ご契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書を指します。原則として機械作成請求書を使用しますが、機械作成請求書が使用できない場合は「ご契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書」(印刷物番号:802664)を使用します。						
※ 2 保険証券を紛失している場合は、契約者の公的書類の写しが必要です。 ただし、対面手続きで以下の条件を満たす場合は、提出不要です。 ・契約が法人契約でないこと ・親権者および後見人等からの請求でないこと ・質権契約でないこと ・対面で契約者の本人確認を実施していること ・犯罪収益移転防止法対象外の手続きであること ・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること (ア) 本人確認書類名 (イ) 本人確認済みであること (ウ) 確認者の署名 法人契約は印鑑証明書 <sup>※5</sup> (発行日から6か月以内の原本または写し) の提出が必要となります。						
※ 3 新契約者の公的書類の提出が必要です。新契約者=被保険者の場合は提出不要です。						
※ 4 「資格確認書」「後期高齢者医療資格確認書」の取扱いについて 写しを提出する場合、「資格確認書」「後期高齢者医療資格確認書」は保険者番号、被保険者記号・番号(読み取る記号・番号が分かれるQRコード含む)を復元できない程度にマスキングしてください。						
※ 5 印鑑証明書は写し(発行日から6か月以内)の提出でも取扱可能とします。 なお、写しを提出とする場合は、原本と同一サイズの写しを提出してください(縮小不可)。						
※ 6 相続人代表者(承継人)と相続人について必要です。						
※ 7 「マイナンバーカード」の取扱いについて 写しを取得する場合は、必ず表面のみとしてください。万が一、裏面のマイナンバーおよびQRコードの写しが提出された場合、復元できない程度にマスキングしてください。						
※ 8 代表者変更(同一法人内)の場合は、新代表者名の記載のある印鑑証明書(発行日から6か月以内の原本または写し)もしくは登記簿謄本の原本または写しが必要です。						
※ 9 氏名・住所および生年月日の記載がある、有効期限内のものに限ります。						

## 〈4〉手続き完了連絡

送付先	SOMPOひまわり生命契約	旧日本興亜生命契約	送付時期
代理店	・ひまわりオンラインに掲載 *手続き完了後反映	・保険証券(控)(最新の契約内容を記載)	手続き完了後 5営業日以内 に本社から発送
契約者	・手続き完了のお知らせ ・保険証券(最新の契約内容を記載)	・保険証券(最新の契約内容を記載)	

## 2. 受取人変更

- 契約者は、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人・満期保険金受取人・年金受取人・指定代理請求人の変更または指定を行うことができます。各種受取人が死亡した場合は新受取人への変更手続が必要です。

## 〈1〉取扱範囲

### (1)取扱条件

すべての契約において手続きが可能です。  
失効している場合は、復活手続き完了後、名義変更手続きを行います。  
受取人は、原則として被保険者の配偶者または2親等以内の親族とします。

### (2)取扱制限

高度障害保険金の受取人	契約者・死亡保険金受取人が法人の場合は法人が受取人、それ以外の場合は被保険者が受取人となります。
質権設定契約	質権者の同意が必要となります。手続きを行う前に営業店へご照会ください。
遺言による場合	契約者の遺言による受取人の変更も取り扱います。 ■契約者死亡後に、遺族より遺言が発見された旨の連絡があった場合は、取扱営業店に対応方法を照会ください。遺言の内容に従い、請求書類を取り付けていただく必要があります。 ■法的に有効な遺言がある場合に限ります。
(SOMPOひまわり生命契約) 指定代理請求特約が付加されている契約のがん給付金受取人	以下の保険種類については、指定代理請求特約が付加されている場合、がん給付金受取人は「被保険者に同じ」とします。 ・がん保険、がん保険(01)、年齢群団別がん保険 ・医療(01)用がん入院特約、新終身医療(01)用がん入院特約、女性特定がん入院特約が付加された契約
(旧日本興亜生命契約) 医療保険・がん保険の給付金受取人	主たる被保険者(医療保険(08)の場合は被保険者)に限定されているので、変更することはできません。 *ただし、契約者が法人の場合は、契約者からの申し出により受取人を契約者にすることは可能です。
その他	■年金受取人は契約者または被保険者のいずれかに限定されます。 なお、個人年金保険料税制適格特約が付加された個人年金保険は、年金受取人が被保険者に限定されるため、変更はできません。

### (3)第三者への受取人変更

原則として取り扱いません。

ただし、条件を満たしていることが確認できた場合、取り扱います。事前申請が必要なため、手続きを行う前に営業店へお問い合わせください。

#### 【第三者受取人契約とは】

法人(個人事業主を含みます。)契約以外の場合で、被保険者の配偶者または2親等以内の親族以外の者が保険金等受取人となっている契約をいいます。第三者受取人契約は、モラルリスクや被保険者利益の観点から原則として取り扱いません。

(例1) 契約者:本人 被保険者:本人 保険金受取人:本人の甥

(例2) 契約者:本人 被保険者:本人 保険金受取人:本人の叔父・叔母など

### 【第三者受取人契約の取扱条件】

- 〈1〉契約者と被保険者が同一であること
- 〈2〉普通死亡保険金額（新契約通算<sup>※1</sup>・診査基準S）が2,000万円以下であること
- 〈3〉災害死亡特約が付加されていないこと
- 〈4〉受取人が以下（ア）（イ）のいずれかであること<sup>※2</sup>
  - （ア）3親等以上の親族

ただし、以下のすべてを満たしている必要があります。

1. 原則、被保険者に配偶者または2親等以内の親族が存在しないこと。存在する場合は、当該受取人を指定する明確な理由が存在すること
2. 被保険者と生活的・経済的に結びつきがあること

#### （イ）内縁者・同性パートナー

ただし、以下のすべてを満たしている必要があります。

1. 被保険者・受取人双方に戸籍上の配偶者がないこと
2. 一時的な内縁関係・同性パートナー関係ではなく、原則、3年以上の同居・同一生計で実質的な夫婦関係があること

同居・同一生計で実質的な夫婦関係にある期間が3年未満の内縁者・同性パートナーを受取人とする場合、以下いずれかの公的書類の写しの提出が必要となります。内容によって取扱可否を判断します。

内縁者	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民票<sup>※3</sup>もしくは資格確認書（被保険者および受取人の氏名が確認できること。）</li><li>・公正証書（内縁関係にあることが明らかに確認できる公正証書）</li></ul>
同性パートナー	<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者および受取人の住民票<sup>※3</sup></li><li>・パートナーシップ証明書または交付証明書</li><li>・公正証書（同性パートナー関係にあることが明らかに確認できる公正証書）</li></ul>

3. 当該受取人を指定する明確な理由が存在すること

例. 子（認知した子・養子を含む）が存在するにも関わらず、内縁者・同性パートナーを指定する理由等

※1 新契約通算とは新契約および既契約の保険金額を通算することをいいます。

※2 外国人を第三者受取人とする場合、外国人契約の取扱い条件を満たしていることが前提となります。

※3 発行日から6か月以内のものを提出してください。

### 【取扱いにあたっての留意点】

- 〈1〉申請内容が取扱条件を満たしていない場合は、取扱不可となる可能性があります。
- 〈2〉内縁者・同性パートナーの方が受取人になる場合、「診断書」を戸籍上の配偶者や親族以外に発行しない医療機関では、弁護士を介して取付ける必要があるなど、保険金請求に必要な書類の取付けに時間を要することが想定されます。そのため、お客様に「保険金請求に必要な書類の取付けに時間を要する場合があること」を説明し、ご理解いただいていることが前提となります。

## 〈2〉指定代理請求人の変更手続き

### ①SOMPOひまわり生命契約

#### 1) 指定代理請求特約の指定代理請求人

対象契約	すべての保険種類
指定代理請求人の範囲	<p>◎指定代理請求人は、保険契約者がつぎの範囲内の方から1名指定することができます。指定には被保険者の同意が必要です。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者の戸籍上の配偶者</li><li>・被保険者の3親等以内の親族</li><li>・これらの方と同等に給付金などを請求する、適当な理由があると会社が認めた方<sup>*</sup> ①被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている方（内縁者、同性パートナーなど） ②被保険者の療養看護または財産管理を行っている方 ③上記①と②に掲げる方と同等の給付金などを請求する適当な理由があると会社が認めた方（4親等の親族など）</li></ul></div> <p>※保険金・給付金などの請求時に、当社所定の書類などによりその事実および、受取人のために保険金・給付金などを請求する適当な理由の有無を確認いたします。 (例) 住民票（指定代理請求人と被保険者の続柄の記載があるもの） 療養看護・財産管理を行っている場合はその契約書の写しなど</p> <p>◎特約の対象となる保険金・給付金などの請求において上記の条件を満たしていない場合、指定代理請求人による請求はできません。</p> <p>◎同一被保険者の複数契約については、請求時のトラブル回避のため、指定代理請求人を同一としてください。 また、指定代理請求特約を付加して指定代理請求人を指定しない取扱いはできません。</p> <p>・法人や法定相続人を指定することはできません。 ・こども保険の場合は、指定代理請求人の範囲の被保険者を契約者に読み替えます。</p>

#### 2) リビング・ニーズ特約、特定疾病保険および特定疾病診断保険料免除特約の指定代理請求人

対象契約	以下のうち、指定代理請求特約が付加されていない契約
指定代理請求人の範囲	<p>・特定疾病保障終身保険</p> <p>・特定疾病前払式終身保険</p> <p>・リビング・ニーズ特約が付加された契約</p> <p>・特定疾病診断保険料免除特約が付加された契約</p> <p>下記の条件のいずれかを満たす1名に限ります（保険金等請求の時点でも同条件を満たしていない場合は、保険金等を請求できません）。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者の戸籍上の配偶者</li><li>・被保険者の3親等以内の親族</li></ul> <p>・指定代理請求特約が付加されている場合、リビング・ニーズ特約、特定疾病保険および特定疾病診断保険料免除特約の指定代理請求人は、指定代理請求特約で指定されている者となります。</p> <p>・法人を指定することはできません。リビング・ニーズ特約が付加された契約で、指定代理請求人が指定されている場合、死亡保険金受取人を法人に変更する場合は、リビング・ニーズ特約は解約となります。</p>

## ②旧日本興亜生命契約

### 1) 指定代理請求人特約の指定代理請求人

対象契約	すべての保険種類
指定代理請求人の範囲	<p>◎指定代理請求人は、保険契約者がつぎの範囲内の方から1名指定することができます。指定には被保険者の同意が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者の戸籍上の配偶者</li> <li>・被保険者の3親等以内の親族</li> <li>・被保険者の直系血族</li> <li>・これらの方と同等に給付金などを請求する、適当な理由があると会社が認めた方<sup>*</sup> <ul style="list-style-type: none"> <li>①被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている方（内縁者、同性パートナーなど）</li> <li>②被保険者の療養看護または財産管理を行っている方</li> <li>③上記①と②に掲げる方と同等の給付金などを請求する適当な理由があると会社が認めた方（4親等の親族など）</li> </ul> </li> </ul> <p>※保険金・給付金などの請求時に、当社所定の書類などによりその事実および、受取人のために保険金・給付金などを請求する適当な理由の有無を確認いたします。 (例) 住民票（指定代理請求人と被保険者の続柄の記載があるもの） 療養看護・財産管理を行っている場合はその契約書の写しなど</p> <p>◎特約の対象となる保険金・給付金などの請求において上記の条件を満たしていない場合、指定代理請求人による請求はできません。</p> <p>◎同一被保険者の複数契約については、請求時のトラブル回避のため、指定代理請求人を同一としてください。 また、指定代理請求特約を付加して指定代理請求人を指定しない取扱いはできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定代理請求人特約が付加されている場合、リビング・ニーズ特約、特定疾病保障の指定代理請求人は、指定代理請求人特約で指定されている者となります。</li> <li>・法人や法定相続人を指定することはできません。</li> <li>・子ども保険の場合は、指定代理請求人の範囲の被保険者を契約者に読み替えます。</li> <li>・指定代理請求人が指定されている場合、死亡保険金受取人を法人に変更する場合は、指定代理請求人特約は解約となります。</li> </ul>

## 参考

## 指定代理請求特約の中途付加

契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求特約の付加、指定代理請求人の指定または変更することができます。

### (1) 付加できる保険種類

契約日を問わず、全保険種類

### (2) 付加できる契約形態

①被保険者（こども保険は保険契約者）と受取人が同一である保険金等がある契約

ただし以下の場合は指定代理請求できる保障がないため、付加できません。

- ・無選択型終身保険でリビング・ニーズ特約が付加されていない場合
- ・個人年金保険で年金受取人≠被保険者、かつ無選択加入特則が付加されている場合
- ・個人年金保険で保険契約者≠被保険者、年金受取人≠被保険者、かつ定期保険特約・災害死亡特約が付加されていない場合

②被保険者と保険契約者が同一である場合で保険料の払込免除に関する約款規定または特約が付加された契約

### (3) 必要書類

変更内容	必要書類
指定代理請求特約の中途付加	<p>■請求書</p> <p>*原則として機械作成請求書を使用しますが、機械作成請求書が使用できない場合は「ご契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書」(印刷物番号:802664)を使用します。</p> <p>■保険証券（一括契約の場合は一括保険証券と被保険者名簿）</p> <p>*保険証券を紛失している場合は、契約者の公的書類の写しが必要です。 ただし、対面手続きで以下の条件を満たす場合は、提出不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・契約が法人契約でないこと</li><li>・親権者および後見人等からの請求でないこと</li><li>・質権契約でないこと</li><li>・対面で契約者の本人確認を実施していること</li><li>・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること</li></ul> <p>(ア) 本人確認書類名 (イ) 本人確認済みであること (ウ) 確認者の署名</p> <p>法人契約は印鑑証明書（発行日から6か月以内の原本または写し）の提出が必要となります。</p> <p>印鑑証明書を添付するときは、請求書に実印を押印します。</p>

## 2) 指定代理請求人特約が付加されていない契約の指定代理請求人

対象契約	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定疾病保障終身保険</li><li>・特定疾病保障定期保険</li><li>・特定疾病保障定期保険特約が付加された契約（付加日2007年4月1日以前）</li><li>・リビング・ニーズ特約が付加された契約（付加日2007年4月1日以前）</li></ul>
指定代理請求人の範囲	<p>下記の条件のいずれかを満たす1名に限ります（保険金等請求の時点でも同条件を満たしていない場合は、保険金等を請求できません）。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者と同居、または生計を一にしている戸籍上の配偶者</li><li>・被保険者と同居、または生計を一にしているの3親等以内の親族</li></ul>
	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定疾病保険とリビング・ニーズ特約の指定代理請求人は、同一人に限ります。</li><li>・法人を指定することはできません。リビング・ニーズ特約が付加された契約で、指定代理請求人が指定されている場合、死亡保険金受取人を法人に変更する場合は、リビング・ニーズ特約の指定代理請求人の指定はなかったものとします。</li></ul>

## 〈3〉手続き

### （1）方法

すみやかに以下いずれかの対応をします。

#### ①お客様ご自身でMYひまわり（Webサービス）でお手続きいただく

受取人変更の場合は以下の条件を満たす契約に限りMYひまわり（Webサービス）でお手続きが可能です。

##### 【ご利用条件】

- ・SOMPOひまわり生命のご契約であること（※1）
- ・個人契約（個人事業主の方を含みます。）
- ・契約者と被保険者が同一の契約
- ・被保険者の死亡保険金額の通算が3,000万円以下であること（※2）
- ・指定代理特約等の中途付加ではないこと

（※1）旧日本興亜生命保険はMYひまわり（Webサービス）手続きの対象外です。

（※2）通算金額が3,000万円を超えてる契約者がお手続きされた場合、後日ひまわり生命から確認のご連絡をすることあります。

##### 【対象外契約】

- ・失効契約
- ・質権・差押契約
- ・後見人登録をしている契約
- ・その他請求（内容変更、解約等）受付中の契約
- ・連生終身保険、連生収入保障保険等被保険者が複数名いる保険

#### ②お客様ご自身から電話またはLINEで依頼いただく

以下の条件を満たす場合にはお客様からカスタマーセンターへの直接のお電話、またはLINEでのお手続きで名義変更の申込・手続きが完了します（請求書類の提出は不要です）。

海外渡航中の方は電話での名義変更はお受けできません。

##### 【受付条件】

- ①契約者本人による電話
- ②個人契約（個人事業主を含む）
- ③改姓請求、受取人変更請求に限る
- ④受取人変更は契約者と被保険者が同一であること、および保険金額が被保険者通算で3,000万円以下に限る

#### [対象外契約]

- ・失効契約
- ・質権・差押契約
- ・後見人登録をしている契約
- ・連生終身保険、連生収入保障保険、初期災害保障低解約返戻金型遞増定期保険
- ・その他請求(内容変更、解約等)を受付中の契約

#### ③お客さまから必要書類を取り付け、ひまわり生命へ提出する

必要書類は(3)必要書類を参照してください。

なお、契約者自身が当社ホームページから受取人変更手続きに必要な書類を請求することが可能です。

#### ④営業サポートセンター(ESC)へ名義変更手続きを依頼する

営業サポートセンター(ESC)からカスタマーセンター経由でお客さま宛てに必要書類を送付しますので、お客さまから同封の返信用封筒で本社宛てに返送していただきます。

※送付先を代理店に変更することも可能です。

### (2)効力発生日

手続方法(完備した請求書類の受付方法および申出方法)により以下のとおりとなります。

#### ①対面での手続きの場合

受付日となります。

請求書「取扱者受付日欄」へ受付日を記入のうえ押印してください。

#### ②郵送での手続きの場合

消印日となります。

代理店宛てに郵送で届いた場合は、必ず「封筒」と一緒に取扱営業店へ提出してください。

#### ③電話のみで完了する手続きの場合

カスタマーセンターにお申し出いただいた日となります。

#### ④MYひまわり(Webサービス)で手続きする場合

MYひまわり(Webサービス)手続き完了日となります。

#### ⑤LINEでの手続きの場合

「お客さまご自身が、LINE上で「内容を確認し変更します」の画面に表示されている「はい」を押下した日が手続き完了日となります。

内容を確認し変更します

〔はい〕

いいえ

### (3)必要書類

#### ■受取人変更

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	被保険者の2親族への受取人変更 <sup>※3</sup>	法人受取人変更(現契約者が法人)	法人受取人変更(現契約者が法人)	法人受取人変更(現契約者が法人)	指定代理請求人の変更 <sup>※3</sup>	備考
請求書 <sup>※1</sup>	○	○	○	○		

○必須 △ケースにより必要 ×不要

必要書類	被保険者の2親等内の親 族への受取人変更 <sup>※3</sup>	法人受取から法人の役員 またはその家族への受取 人変更(現契約者が法人)	法人受取から従業員また はその家族への受取人変更 (現契約者が法人)	指定代理請求人の変更 <sup>※3</sup>	備考
保険証券 <sup>※2</sup>	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険証券は、最新のものでなくても取扱可能とします。</li> <li>ただし、契約者変更が発生している場合は、別人(別法人)からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限ります。</li> <li>一括契約の場合は、一括保険証券と被保険者名簿となります。</li> </ul>
印鑑証明書	×	○	×	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約者の印鑑証明書が必要です。</li> <li>発行日から6か月以内の原本または写しを提出します。<sup>※3</sup></li> <li>印鑑証明書を添付するときは、請求書に実印を押印します。</li> </ul>

※1 ご契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書を指します。原則として機械作成請求書を使用しますが、機械作成請求書が使用できない場合は「ご契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書」(印刷物番号:802664)を使用します。

※2 保険証券を紛失している場合は、契約者の公的書類の写しが必要です。  
ただし、対面手続きで以下の条件を満たす場合は、提出不要です。

- 契約が法人契約でないこと
- 親権者および後見人等からの請求でないこと
- 質権契約でないこと
- 対面で契約者の本人確認を実施していること
- 本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること
  - (ア) 本人確認書類名
  - (イ) 本人確認済みであること
  - (ウ) 確認者の署名

法人契約は印鑑証明書(発行日から6か月以内の原本または写し)の提出が必要となります。

※3 印鑑証明書は写し(発行日から6か月以内)の提出でも取扱可能とします。  
なお、写しを提出とする場合は、原本と同一サイズの写しを提出してください(縮小不可)。

※4 外国人への変更の場合は、以下の条件を満たすことを確認して、『手続きに関する報告書(収納保全)』(帳票番号:891507)「外国人契約取扱についての報告書」に記入の上、請求書類一式と提出してください。

- ①国内に居住している
- ②日本語の理解ができる
- ③住民票等の取り付けができる
- ④夫婦別姓の場合、婚姻受理証明書の取り付けができる

## 〈4〉手続き完了連絡

送付先	SOMPOひまわり生命契約	旧日本興亜生命契約	送付時期
代理店	・ひまわりオンラインに掲載 *手続き完了後反映	・保険証券(控)(最新の契約内容を記載)	手続き完了後 5営業日以内 に本社から発送
契約者	・手続き完了のお知らせ ・保険証券(最新の契約内容を記載)	・保険証券(最新の契約内容を記載)	

### 3. こども保険の名義変更

こども保険は、契約者死亡による保険料払込免除があるので、主契約および特約の料率は契約者と被保険者の連生となっています。

#### 〈1〉こども保険の契約者変更

##### (1) 取扱条件

項目	内容	
新契約者の年齢	SOMPOひまわり生命契約	契約日において18歳以上80歳以下かつ、契約満了時の年齢が90歳以下であること
	旧日本興亜生命契約	契約日において20歳以上60歳以下であること
被保険者との関係	SOMPOひまわり生命契約	<b>【A型】</b> ・被保険者の父母で扶養者であること ・父母がいない場合は、2親等以内の親族かつ被保険者の扶養者であること
		<b>【B型】</b> 次のいずれかに該当すること ・被保険者の父母 ・被保険者の2親等以内の親族
	旧日本興亜生命契約	・被保険者の父母で扶養者であること ・父母がいない場合は、2親等以内の親族かつ被保険者の扶養者であること
残存の保険期間	保険期間満了日前から2年以上であること	
保険料の払込免除	契約者が死亡・高度障害状態になった場合は、養育年金が支払われて保険料支払免除が適用されるために、契約者の変更はできません。	
責任開始期に関する特約が付加されている契約	責任開始期に関する特約が付加されている契約で、初回保険料（誕生日特則が付帯された契約の場合は2回目保険料も含む）が未入金の場合は取り扱いません。早期の契約者変更手続きを行う場合は、初回保険料のお払込みが必要です。	

##### (2) 注意事項

①契約者死亡の場合には、以下のとおり新契約者（保険契約の承継者）が確定します。

〈契約者死亡による契約者変更の場合の取扱〉

契約	新契約者（承継人）
SOMPOひまわり生命契約	【A型】養育年金受取人 <sup>※1</sup>
	【B型】被保険者
旧日本興亜生命契約	被保険者

※1 契約者死亡により保険契約を承継し、新契約者となった養育年金受取人が死亡した場合には被保険者が新しい契約者となります。

②変更後契約者の本人確認、FATCAに関する対応、CRSに基づく居住地国の確認、クレジットカード払の契約者変更についてはP15、16を参照してください。

### (3)効力発生日

会社の承諾後、以下①②のいずれか遅い日が効力発生日になります。

- ①変更時差額徴収金の領収日
- ②告知(診査)日

### (4)保険料の変更

効力発生日以降に到来する契約応当日の保険料から変更します。

### (5)必要書類

変更内容	必要書類
こども保険の契約者変更	<ul style="list-style-type: none"><li>■請求書<sup>*1</sup></li><li>■保険証券<sup>*2</sup></li><li>■口座振替依頼書(口座振替契約の場合)<sup>*3</sup></li><li>■告知書(こども保険専用)(印刷物番号:800378)<sup>*4</sup>または診査報状</li><li>■取扱者の報告書</li><li>■保険料等入金票<sup>*5</sup></li></ul>

※1 原則として機械作成請求書を使用しますが、機械作成請求書が使用できない場合は「ご契約名義の変更・保険証券等再発行請求書」(印刷物番号:802664)を使用します。

※2 以下のケースを除き保険証券の提出は不要です。  
・契約者変更、生年月日訂正、性別訂正と同時に手続きする場合  
・質権付契約  
保険証券は、最新のものでなくても取扱可能とします。  
ただし、契約者変更が発生している場合は、別人(別法人)からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限ります。

※3 団体扱、振込扱に変更の場合は「保険料払込方法・経路変更請求書」をあわせて提出してください。

※4 告知は新しい契約者から取り付けます。被保険者の告知は不要です。

※5 異動精算額のお払込みがあった場合に提出してください。

### (6)手続き完了連絡

送付先	SOMPOひまわり生命契約	旧日本興亜生命契約	送付時期
代理店	・ひまわりオンラインに掲載 *手続き完了後反映	・保険証券(控)(最新の契約内容を記載)	手続き完了後 5営業日以内 に本社から発送
契約者	・手続き完了のお知らせ ・保険証券(最新の契約内容を記載)	・保険証券(最新の契約内容を記載)	

## 〈2〉出生被保険者登録

こども保険で、被保険者となるべき者が保険契約締結時に胎児である場合には、新契約申込時に出生前加入特則を適用します。出生後に保険契約者からの申し出により被保険者を登録します。

## (1)取り扱い上の注意

### ①胎児が複数で出生した場合

- ・戸籍上先順位に記載された者を被保険者とします。
- ・被保険者が出生した日から1年以内に死亡した場合は、被保険者の死亡日から1か月以内に限り契約者は会社の承諾を得て、同時に出生した者のうち、戸籍上次順位の者を新たな被保険者とすることができます。ただし、変更前の被保険者について災害死亡保険金または死亡給付金が支払われたときや、契約者が変更前の被保険者を故意に死亡させた場合は、被保険者の変更をすることができません。

### ②胎児が死産や流産等により出生しなかった場合

- 契約は無効となり、すでに払い込まれた保険料は契約者に返戻します。  
情報の取り扱いに十分注意のうえ、取扱営業店へ報告します。

## (2)手続き

必要書類 ((4) 必要書類参照) を取扱営業店へ提出します。

## (3)効力発生日

手続方法 (完備した請求書類の受付方法) により以下のとおりとなります。

### ①対面での手続きの場合

- 受付日となります。  
請求書「取扱者受付日欄」へ受付日を記入のうえ押印してください。

### ②郵送での手続きの場合

- 消印日となります。  
代理店宛てに郵送で届いた場合は、必ず「封筒」と一緒に取扱営業店へ提出してください。

## (4)必要書類

必要書類	注意事項
ご契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書 (印刷物番号: 802664) または 出生等通知書 (新契約時に保険証券とあわせて契約者へ送付しているもの)	契約者に自署いただきます。
保険証券	<p>■保険証券は、最新のものでなくても取扱可能とします。 ただし、契約者変更が発生している場合は、別人(別法人)からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限ります。</p> <p>■保険証券を紛失している場合は、契約者の公的書類の写しが必要です。 対面手続きで以下の条件を満たす場合は、提出不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・契約が法人契約でないこと</li><li>・親権者および後見人等からの請求でないこと</li><li>・質権契約でないこと</li><li>・対面で契約者の本人確認を実施していること</li><li>・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること (ア) 本人確認書類名 (イ) 本人確認済みであること (ウ) 確認者の署名</li></ul>

## (5)手続き完了連絡

送付先	SOMPOひまわり生命契約	旧日本興亜生命契約	送付時期
代理店	・ひまわりオンラインに掲載 *手続き完了後反映	・保険証券 (控) (最新の契約内容を記載)	手続き完了後 5営業日以内 に本社から発送
契約者	・手続き完了のお知らせ ・保険証券 (最新の契約内容を記載)	・保険証券 (最新の契約内容を記載)	

## 4. 改姓名・姓名の訂正

- ・契約者・被保険者・受取人・指定代理請求人が結婚・養子縁組等により改姓・改名したときなど、保険証券に記載された氏名などに変更が生じた場合、所定の方法により変更手続きが必要です。
- ・同一人の変更・訂正もれのないよう、必ず名寄せを実施して他の既契約の有無を確認します。
- ・契約者・被保険者の改姓改名請求の場合、同時に被保険者、受取人についても変更・訂正がないか確認します。

### 〈1〉取扱条件

すべての契約において手続きが可能です。

失効している場合は、復活手続き完了後、手続きを行います。

### 〈2〉手続き

差押されている契約や質権が設定されている契約については、事前申請が必要です。手続きを行う前に取扱営業店へご照会ください。

#### (1)方法

すみやかに以下いずれかの対応をします。

①お客さまご自身でMYひまわり (Webサービス) でお手続きいただく

契約者・被保険者・受取人の改姓の場合は以下の条件を満たす契約に限りMYひまわり (Webサービス) でお手続きが可能です。

##### [ご利用条件]

- ・SOMPOひまわり生命の契約であること (※)
- ・個人契約 (個人事業主の方を含みます。)
- ・有効中の契約であること。

(※) 旧日本興亜生命保険はMYひまわり (Webサービス) 手続きの対象外です。

##### [対象外契約]

- ・失効契約
- ・質権・差押契約
- ・後見人登録をしている契約
- ・その他請求 (内容変更、解約等) 受付中の契約
- ・連生終身保険、連生収入保障保険等被保険者が複数名いる保険

②お客さま自身から電話またはLINEで依頼いただく

以下の条件を満たす場合にはお客さまからカスタマーセンターへの直接のお電話、またはLINEでのお手続きで名義変更の申込・手続きが完了します (請求書類の提出は不要です)。

海外渡航中の方は電話・LINEでの名義変更はお受けできません。

**[受付条件]**

- ①契約者本人による電話・LINE
- ②個人契約（個人事業主を含む）
- ③改姓請求、受取人変更請求に限る
- ④受取人変更は契約者と被保険者が同一であること、および保険金額が被保険者通算で3,000万円以下に限る

**[対象外契約]**

- ・失効契約
- ・質権・差押契約
- ・後見人登録をしている契約
- ・その他請求（内容変更、解約等）を受付中の契約

**③お客さまから必要書類を取り付け、ひまわり生命へ提出する**

必要書類は（3）必要書類を参照してください。

なお、契約者自身が当社ホームページから受取人変更手続きに必要な書類を請求することが可能です。

**④営業サポートセンター（ESC）へ名義変更手続きを依頼する**

営業サポートセンター（ESC）からカスタマーセンター経由でお客さま宛てに必要書類を送付しますので、お客さまから同封の返信用封筒で本社宛てに返送していただきます。

※送付先を代理店に変更することも可能です。

## （2）効力発生日

手続方法（完備した請求書類の受付方法および申出方法）により以下のとおりとなります。

**①対面での手続きの場合**

受付日となります。

請求書「取扱者受付日欄」へ受付日を記入のうえ押印してください。

**②郵送での手続きの場合**

消印日となります。

代理店宛てに郵送で届いた場合は、必ず「封筒」と一緒に取扱営業店へ提出してください。

**③電話のみで完了する手続きの場合**

カスタマーセンターにお申し出いただいた日となります。

**④MYひまわり（Webサービス）で手続きの場合**

手続き完了日となります。

**⑤LINEでの手続きの場合**

契約者自身が、LINEの手続き完了後に「内容を確認し変更します」の画面に表示されている「はい」を押下した日時となります。

内容を確認し変更します

〔はい〕

いいえ

### (3) 必要書類

#### ■改姓・改名等各種訂正

○必須 △ケースにより必要 ×不要 - 該当なし

必要書類	改姓	改名	記入相違 〔契約者・被保険者〕 ※ <sup>3</sup>	訂正	備考
請求書 <sup>※1</sup>	○	○	○	○	
保険証券 <sup>※2</sup>	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証券は、最新のものでなくとも取扱可能とします。</li> <li>ただし、契約者変更が発生している場合は、別人（別法人）からの請求を抑止するため、変更後の保険証券に限ります。</li> <li>・一括契約の場合は、一括保険証券と被保険者名簿となります。</li> </ul>
口座振替依頼書	△	△	×	×	口座振替契約の場合必要です。
公的書類	×	○	×	×	<p>改名の事実が確認できるもの。 運転免許証の写し、戸籍謄本または、住民票原本または写しのいずれか。 ※受取人の改名の場合は不要です。</p>
※1 ご契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書を指します。原則として機械作成請求書を使用しますが、機械作成請求書が使用できない場合は「ご契約名義の変更・保険証券等の再発行請求書」（印刷物番号：802664）を使用します。					
※2 保険証券を紛失している場合は、契約者の公的書類の写しが必要です。 ただし、対面手続きで以下の条件を満たす場合は、提出不要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約が法人契約でないこと</li> <li>・親権者および後見人等からの請求でないこと</li> <li>・質権契約でないこと</li> <li>・対面で契約者の本人確認を実施していること</li> <li>・本人確認実施者が請求書に以下の内容について、証券番号付近の余白に朱書きで記入していること</li> <li>(ア) 本人確認書類名 (イ) 本人確認済みであること (ウ) 確認者の署名</li> </ul>					
※3 契約者（被保険者）の自署が誤っている場合のみでなく、代理店作成の機械作成申込書の機械印字が誤っている場合を含みます。					

### 〈3〉手続き完了連絡

送付先	SOMPOひまわり生命契約	旧日本興亜生命契約	送付時期
代理店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひまわりオンラインに掲載</li> <li>*手続き完了後反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証券（控）（最新の契約内容を記載）</li> </ul>	手続き完了後 5営業日以内 に本社から発送
契約者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手続き完了のお知らせ</li> <li>・保険証券（最新の契約内容を記載）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険証券（最新の契約内容を記載）</li> </ul>	

